

令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第 4 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時		令和 8 年 8 月 18 日 (火) 10 時 00 分 ~ 12 時 39 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎第 2 会議室
出席者	公益代表委員 (3 名)	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士 (敬称略)
	労側委員 (3 名)	上蘭哲也 白石裕治 眞下浩一 (敬称略)
	使側委員 (2 名)	千代森修一 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3 名)	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 2 各都道府県の賃上げ支援施策 机上配布 令和 8 年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和 8 年度第 4 回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 松下室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 2 名の合計 8 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、現在、7 名の傍聴の希望と報道機関 6 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は無効に成立しているとのことですので、これから審議を開始したいと思います。今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴及び取

材を希望される方々がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場については公開いたしたいと思いますので、事務局は傍聴希望者、取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者及び取材者入室、資料配付)

○ 川口部会長

それでは早速、審議を開始したいと思います。

まず、事務局から何か報告等ございますか。

○ 松下室長

本日お配りした資料について説明いたします。まず、本日配付の資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、資料1及び2となっております。国及び各都道府県における最低賃金や賃金引上げに係る支援施策の資料となっております。

なお、そのうち業務改善助成金の執行状況につきましては、7月10日開催の第1回本審の資料14の の63ページに、2023年度から2025年度までの都道府県別執行件数が記載されておりますので御確認ください。執行件数は増加傾向であり、鹿児島県においても年々増加している状況にあります。

また、委員の皆様には現時点での事務局にて把握している各局の審議、決定状況等を一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び資料等の内容等について、御質問等はございませんか。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

今、資料の御説明がありました。業務改善助成金は年々増加しているということでございました。前回配られました第1回で14の の資料の中の63ページに都道府県別の業務改善助

成金の執行件数の表が載っております。これを見ますと、鹿児島県、昨年度は178件の執行件数が出ておりますが、九州の中で圧倒的に少ない件数ではないのかなと受け取っております。前年度、前々年度を見ても、鹿児島県の執行件数は九州の中で一番低くなっておりますが、ここら辺どのように労働局のほうでは受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○ 川口部会長

鹿児島県の手続件数についての御質問です。事務局、分かる範囲で説明をお願いいたします。

○ 松下室長

件数を他局といいますか他県と比較すると件数としてはそんなに多くないところではあります。その辺の、細かい分析といったものは私のほうもしておりません。実際に申請があって決定した件数として上げております、他県との比較、なぜ少ないのかといったところにつきましの細かい分析はしておりませんので現時点でお答えできません。また確認ができましたらお答えできればと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 川口部会長

よろしいですかね。

○ 千代森委員

はい。

○ 川口部会長

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前回の第3回の本専門部会において、金額につきまして労側が89円の引上げで1,115円を

堅持し、他方、使側が41円の引上げで1,067円を堅持したという状況でありました。労使の御意見には隔たりがあり、これ以上の審議が困難であると判断して前回の部会は終了しております。

前回、金額の歩み寄りが見られない状況でありましたが、改めてその後の検討結果等について御報告をいただきたいと思います。

それでは、まず、使側に御報告お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

これまで3回の専門部会を重ねてきました。今お話がありましたように、労使双方引上げ額の提示がありましたが、乖離があり歩み寄りを求められているところなのですが、使用者側としましては、法定三要素が重視しております通常の事業の賃金支払い能力に関して、ちょっと気になるデータがありましたので、私のほうからまず発言をさせていただきます。

企業が賃上げの原資を確保するため、自らの経営努力としてデジタル化、設備投資などによる生産性の向上を図り、稼ぐ力の向上に取り組むことが必要であります。しかし、昨今のエネルギー費、原材料費等の高騰が続く中で、こうしたコスト上昇分の価格転嫁が進むことは、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために一層重要性が増していると考えております。県内の企業経営者からも価格転嫁なくして賃上げなしという声も上がっております。

それでは、価格転嫁が進んでいるのかということですが、全国の価格転嫁の進捗状況について、中小企業庁が今年3月に発表した調査の結果が中央最低賃金審議会、そして、この私達の鹿児島県の審議会でも参考資料として配付されております。それによりますと、コスト全体の価格転嫁率については、全国平均で前回9月調査時点より改善したとなっておりますが、53.5%から54.2%へ僅か0.7ポイント増加したにすぎません。官民を挙げた取組を続けておりますが、価格転嫁はほぼ横ばい、なお道半ばの状況にあると思っております。

コスト全体の価格転嫁率は、今申し上げましたように全国で54.2%となっておりますが、これを都道府県別ランキングで見ますと、鹿児島県は全国の中でも価格転嫁がワーストレベルに進んでいないことが明らかになっております。中小企業庁が発注企業の所在地ごとに集計した都道府県ランキングで、鹿児島県の価格転嫁率は47.5%で全国平均の54.2%を6.7ポイント下回り、全国で45位となっております。しかも、前回より少しは伸びているのかと思

いましたが、前回より7.6ポイント低下しております。また、受注企業の所在地ごとの集計ランキングでも、鹿児島県は50.4%で前回より3.8ポイント低下、全国で39位となっております。

同じような調査結果は、民間の調査機関の調査でも明らかになっております。例えば帝国データバンクが今年5月に発表した価格転嫁に関する調査の結果でも、今年2月調査時点で鹿児島県内企業の価格転嫁率は36.8%で、1年前より1.5ポイント低下、同調査の全国平均の42.1%を大きく下回っています。

また、鹿児島銀行九州経済研究所が今年1月下旬から2月下旬に県内主要企業を対象に調査をした結果でも、コスト上昇分の価格転嫁率を100%できた企業は5%、80%以上できた企業は17%で、計は約22%。これは中企庁の全国調査の49%を大きく下回っております。鹿児島銀行の調査結果は、価格転嫁の程度は十分とは言えない状況が続いている、足踏み状態になりつつあるとコメントをしております。

中央最低賃金審議会における目安審議でも、法定三要素のうち、企業の支払い能力に関して価格転嫁のデータについては全国平均データを使って参考にされていると思いますが、この鹿児島地方最低賃金審議会では、鹿児島県のデータではどうあるのかということにも注目して審議していく必要があるのではないかと考えております。

しかも、これらの調査結果は3月もしくは2月時点の状況であります。中東情勢の影響がまだ十分に反映されていないと考えるため、現在、そして今後は、より一層厳しい状況が推測されるということにも留意する必要があると思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

私からの発言は以上です。

○ 濱上委員

使用者委員の濱上です。

今もありましたように、賃上げの原資を確保するための価格転嫁というのが鹿児島はなかなか思うように進んでないという状況は御理解いただけたと思います。

そういった中で、私どもとすれば現在プラス41円の1,067円をお示ししているということでもあります。繰り返しになりますけれども、これは賃金改定状況調査の第4表の、この数字というのは、物価、賃金、支払い能力の三要素を総合的に表していると言われていたということで、私どもはこれを重視した結果、4%、41円ということでお示しをしております。

その中で、中賃の目安小委員会で使側の見解ということで御紹介しますと、やはり中賃も第4表の結果をベースとするのだけれども、歩み寄りのためにはこれにプラス α をすることも考えられる。そのプラス α というのは、今申し上げましたように物価、賃金、支払い能力の三要素を総合的に見るべきで、プラス α をということで、いろいろ審議をしたと聞いております。

最終的には、意見の不一致はあったやに聞いておりますけれども、結果として目安がCランクは56円になった。結果として56円になったということでございます。

物価は引き続き上がってはいますけれども、これまでと比べると上昇率は鈍化してきている。それから中東情勢と景況感も先行き不透明感、不確実性が増してきているということなども加味された上で、去年のCランクの64円よりは低くなってきているということであります。

中賃は各地賃については目安を参酌しなさいということであれば、私どもも一定程度尊重せざるを得ないのかなというふうには思っております。

それから、今日も各県の審議状況、決定状況というのが示されています。Aランクはもう全部決まっていて、Bランクもほぼ決まっていますけれども、今のところ目安を下回った県は無いということですね—無いですね。

地賃というのはそれぞれの県の経済状況、社会状況を見ながらそれぞれの県で審議をすればいいということではあるのですが、やはり地域間格差の問題というのも勘案しなければならないというようなこと。鹿児島は特にCランクですので、A、Bがこのように目安あるいは目安プラスで結審してきているということ言えば、地域間格差の問題も勘案しなければいけないというようなことなど、もろもろ考えています。ぎりぎり歩み寄らざるを得ないというようなことであれば、私どもも非常に厳しい決断ではあるのですが、Cランクの目安である56円というのを提示せざるを得ないとして提示をするということでございます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいま使側から御報告等ございました。現状の価格転嫁率の困難さ、そして、いわゆる他県の現状等、そして目安額を尊重したいという意向等含めまして、新しい金額の提示がございました。目安額の56円をプラスしたいという考えだという御

報告です。

ただいまの説明、御報告に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

○ 眞下委員

労働者側、眞下です。

今、経営者側のほうから御説明いただいたことに関しては、我々としてもごもっともだと思っています。特に価格転嫁の問題に関しては、これは数年前からずっと問題になっていることです。ただ、考えていただきたいのは価格転嫁というものは、企業と取引先との関係ということになり、結局、労働者、働いている人たちがどうこうできるものではないと思っています。

要は、先ほど千代森委員のほうから御説明あったように、鹿児島県ではほかの県に比べて価格転嫁率が低いというふうにおっしゃっていました。我々としても当然そうだと思っていますし、鹿児島県の経営者の方々がもっともときちんと価格転嫁に対して向き合っていないのではないのかという疑念も持っています。先ほど、業務改善助成金の執行状況に関してこれはもう毎年毎年この場でお伝えさせていただいてはいるんですが、まだまだやっぱり鹿児島は低い。これは先ほど労働局の方に御説明を伺っても、そもそもそれが説明できないということは労働局としてどうなのでしょうかと我々は思っています。これは毎年毎年、この問題に関してこちら側からは言わせていただいている結果、ここ数年鹿児島の最賃は目安は上回ってはいますけど、全然、他県に比べて是正されてないところに来て、今年もまた目安額という形になると、結局は格差是正は一切できないというようなことになりかねないというところをお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいまの御意見等に関して何かございますか。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

今、労働者側のほうから御意見いただきました。御意見として承っておきますが、鹿児島県内の使用者も価格転嫁は、今、最重要の課題として真摯に取り組んでおります。そして、

彼らだけではできませんので私たち商工団体も支援しております。例えば、価格転嫁のセミナーを開いてあげたり、とか、個別の相談には専門家も派遣しております。それでもなかなか追いついていないというのが実際です。

価格転嫁をすればお客様が離れる。だから、もうしきれないという声もたくさんいただいています。そうした中で、経営者の方も最善の努力をしているということについては御理解をいただきたいと思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ないようでしたら、続きまして、労側のほうの説明をお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず最初に最低賃金というところで、我々も再度認識をし直さないといけないのかなということの確認も踏まえて最初に資料をお配りさせていただきました。

まず、我々が考えているのは、最低賃金の目的と役割と法の趣旨を再確認するという意味で出させてもらっております。

まず一つに、日本国憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。それに伴って労働基準法では労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないと。そして、最低賃金法がありまして、この法律は最低賃金に則って最低額を保障することによって労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保にということを掲げております。

その改正は原則として我々のほうで今やっております地域における労働者の生計費、賃金、通常の支払い能力、これを考慮しないといけないとなっておりますが、この前に、なぜ最低

賃金があるのかというところから入っていきたいと思います。

次のページに、岩波書店から出ています最低賃金。生活保護の基盤ということで、日本弁護士会が出しておりますが、ここが一番初めに書いてある最低賃金というセーフティーネットということで、全ての人に適用される最低賃金ということで、黄色で印をつけております。この法律は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称にかかわらず、また、国籍を問わず適用される。つまり、最低賃金は日本で働いている全ての人に最低限の生活を保障するセーフティーネットなのだということが最初に書かれております。

そして2番目に、最低賃金という仕組みがなかったらということで、例えばこれは2019年度のもので、例えば東京の最低賃金が1,013円となっていますが、中にはもしかすると、自分は800円で働いても構わないと考える人がいるかもしれない。最低賃金制度がなければ、そうした人が優先的に雇われるようになってしまうことは想像に難くありません。結果としてどんどん賃金の相場が下がってしまうでしょう。

そもそも使用者と労働者の力関係を比べると、圧倒的に使用者が強いのは説明するまでもありません。そこに何も法律がなければ賃金は使用者に有利な方向へと限りなく下がっていく可能性があります。企業間で不公正な賃金の買いたたきの戦争が起こると極端な低賃金で働く労働者が増えていく。その結果、生存権の侵害などの人権問題が起きるだけでなく、健全な経済活動が阻害され、社会全体の活力も損なわれる。それを防ぐために、この法律によって労働者をこれ以下の賃金で働かせてはいけないというラインを決めることになった。最低賃金法を作ったことになっております。

また、最低賃金ができた背景ということで、黄色のところですけど、劣悪な労働環境や労働条件に心身を消耗させながら生活を維持するためには、低い賃金で契約せざるを得ないケースもたくさんありました。そこで、低賃金、長時間労働、不衛生な職場環境もこれを防止する観点から最低賃金が必要となるとなっております。

そして最後ですが、憲法と法律で定めた最低賃金の理念ということで、最低賃金の第1条に、この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質向上、事業の公正——すいません、ちょっと黄色で塗り過ぎて字が読んでいる私も見えなくなって申し訳ないんですけど、賃金とは本来、労働者と使用者との交渉の合意によって労働契約で決まりますというような形になっています。

そして、大原則である労働契約自由の原則と呼ばれている中で、赤の線で引っ張っており

ますが、最後、最低賃金制度は憲法第25条の生存権を根拠としてという形で、生存権、生活保障するのだというようなことで最低賃金のセーフティーネットということがうたわれていると思います。

次に、確認ということで次のページになりますが、この最低賃金の改正をどう見るかということで、これも平成19年10月29日、参議院の第168回国会臨時会で福島みずほさんがで、質問をしている中身になります。最低賃金に関する質問の趣旨で様々な労働法制の規制緩和というようなことになっておりますが、この三要素はどう見るんですかというような質問がここでなされております。

下のほうに、労働者の生計費とは何ですか、労働者の賃金とは何ですか、通常の支払い能力とは何ですかというようなことを国会で質問されて、国会の答弁が次のページになります。

労働者の生活費とは、労働者の生活のために必要な費用を言い、これに関しては、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数などの資料を参考にしている。そして、労働者の賃金とは、学卒初任給や春季賃上げの状況。そして、通常の事業の支払い能力ですね。これに関しては、個々の企業の支払い能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に附帯することができる賃金の支払い能力だということで、国会でもきちんと答弁されております。

これに則って我々はこの生活費ということで、物価指数の資料を用いて、前回、鹿児島市の消費者物価指数を使ったところでございますし、学卒初任給と書いてありますので、前回、中卒、高卒、大卒を含めた初任給の資料を出させてもらって、その比較をして、最低賃金低いんじゃないですかということを言わせてもらいました。

この法の趣旨に沿いながら、我々も物価指数であったり、学卒者の初任給を参考にしたりということで提出してきたところです。まず、ここの確認というか意思統一をしなければならぬのかなと思っております。

やはり最低賃金はセーフティーネットということで生存権に関わるということです。ですから、改正ということで今我々はやっておりますが、まず法の下での最低賃金というのはどういうものかということを中心に理解した上でこの審議を我々もずっとしてきたつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ページを開けてもらいまして、ここからは追加資料になります。

出所が令和7年度小規模企業の動向、令和8年度小規模企業施策、第221回国会特別会で提出された冊子ですね、こちらから抜粋をしております。

ここの中で、労働生産性・設備投資ということでこのグラフにあるとおり企業別の労働生産性についてですが、このグラフを見てもらえればお分かりのように、青が大企業、そして、一番下の赤が小規模企業になります。これを見ている限りではこの労働生産性も上向きになっているということになっております。

次に、次のページが同じく、第221回の国会での冊子からですけど、企業別の売上高・経常利益の推移ということで見てみますと、売上げ、経常利益とも順調に上向きに進んでいるということが国会の資料からも分かるのではないかなと思っております。

そして、次のページになります。

今、千代森委員からも出ましたが、価格転嫁に向けてということで、先般、8月12日に開催されました鹿児島県の令和8年度価格転嫁の円滑化に向けた意見交換会ということで、こちらは関係団体で鹿児島商工会議所、そして、県商工会連合会、中小企業団体中央会、そして、連合鹿児島。そして、国の機関としては、九州経済産業局をはじめ、鹿児島労働局。県としては、県の商工水産部をはじめ、多数の方が出席されております。

その中の資料から抜粋しておりますが、中小企業の経営と賃上げの状況というところで、1枚目ですけど、この経常利益の推移で見ると、一番下に書いておりますが、経常利益率は昨年以上であって、大企業が18.5、中小企業が6.9で経営状態も悪化しているわけではないということが見てとれるのではないのでしょうか。

そして、次のページですが、パートナーシップ構築宣言で、資料の黄色で囲んでおりますが、全国比で8.90というところで見ますと、九州管内が出ておりますが、鹿児島は1.30というところと2.85というところになっております。やはりこのパートナーシップも含めて全国的にも劣っているのではないのかなと思っております。

そして、次のページ、先ほど千代森委員が言われましたが、価格転嫁のランキングで意見交換の場で示された資料で見ますと、価格転嫁の状況の都道府県ランキング、受注企業で1番目が島根ではございますが、鹿児島は45番目、47.5%ということで、発注が下から3番目。隣が受注になります。受注は39番目ということで、50.4%。前年度に比べて下降しているというようなことでございます。

そして次のページです。価格転嫁の現状、全国と本県を比べたときに、鹿児島の場合50.4%で39位、今説明しましたがやはり低いところになっているということでございます。

そして、次のページが価格転嫁の現状ということで、昨年を大きく下回りまして、令和6年が鹿児島は5.2%、全国がマイナス0.3%。これが令和7年度になりますと、マイナス

1.3%とマイナス2.2%というようなことでございます。この資料について上園委員がこの会に参加しておりましたが、なぜこのような数字が逆行しているのですかという質問に対して、県の答えが物価上昇に実質賃金が追いついていないからですというような説明を受けております。やはり物価上昇のところに賃金が追いついてない。これは確実にこの資料からも見てお分かりいただけるのではないのかと思っております。

今、眞下委員からも出ましたが、価格転嫁ができてないということは労働側の問題だけではなく、やはり企業側としてきちんと価格転嫁に取り組んでもらえればなというふうに思っております。価格転嫁ができないから賃上げができない、そのしわ寄せが労働者側に来ますので、それは違うのではないのかと思っております。

次のページにございますが、前回から言っておりますが、鹿児島県の最低賃金はいつも下から何番目だということで、我々は前回の資料からも全国最下位の地位にはないんだよ、Cの中でも上のほうにあるのではないですかと前回の資料もつけてみましたが、今回の資料は、鹿児島県の第1回の本審の資料から抜粋しています。1回目資料ナンバー赤の14の から、これに出ている2026年の4月のデータの金額の高い順から並べております。1番は東京の2026年4月が1,448円。平均が1,292円。これは平均ではございますが、鹿児島は1,198円で、本資料の中でも賃金に対して募集賃金の平均が下のほうではないCの上のランクにいる。ですから、今の实际的に賃金募集している金額と最低賃金の差が合っていないのではないのかというところで見てももらえればと思っております。

隣のページ、先ほどは平均ですが、これを下限というところで見ると、同じように鹿児島は1,143円で、下からというようなグループではなくて、Cグループの上ということになります。また、ピンクのところを見てみますと、沖縄はほとんど真ん中から上のところにあつて、沖縄は最低賃金の最下位でございますが、実質、下限が1,201円というところになっております。

このデータから見ますと、やはりこの平均というところで鹿児島が他県に比べて見劣りすることはないという判断でございますし、募集賃金の平均を見ると、これだけ出していないと募集が集まらないというようなことであれば、やはりここもひっくるめて企業側の支払い能力はCランクの下のほうではなくて、支払い能力があるという判断が取れるんじゃないのかなと思っております。

次に、アンケート調査で日本銀行の生活意識に関するアンケートということで、第106回、2026年6月に実施したのですが、日本銀行のこのアンケート調査からも分かるように暮ら

し向き、消費意識というような形で見てみますと、現在の暮らし向きについて「ゆとりが出てきた」との回答が減少し、「ゆとりがなくなってきた」ということが増加しているということが、日本銀行のアンケート調査でもお分かりいただけると思っております。

次に、物価に対する実感ということで、現在の物価に対してということですが、1年前からですね、「上がった」と回答した割合がほとんど、9割台半ばとなったということで、このアンケートから見てもやはり物価が上がってこれに賃金が追いついてないのだというようなことがこの日本銀行の調査でも分かるのではないのかなと思っております。

最後に、前回出した資料の補足で出しております。ちょっと数字が見にくいところもございますが、前回、厚労省が出しております令和7年度賃金基礎統計調査ですね、短時間労働者ということで、全国の比較をした数字で表しておりますが、ここの黄色に出したところ、企業規模計10人というところで見ますと、男女で1,272円、男子で1,329円、女子で1,251円とあります。この男女計を見ますと、やはり鹿児島の場合、男性が高くて女性が低いというようなことで、前回出した分はこの低い金額、女性に標準を絞り提出しております。

1,000人以上のところは1,180円、そして100人から999人が1,252円、そして10人から99人までが1,301円で、この黄色の出ている女子のところの全国のデータを引っ張りまして前回お示したところです。詳細をというようなことがありましたので、これは鹿児島県だけの表を載せておりますが、全国の都道府県のを私のほうで集計しまして、業種ごとに出している部分の業種を省き、女性の枠のところだけ出しております。この金額を見ても賃金の男女格差というのもございますし、この賃金と実態にそぐわないのではないのかなということで提出させていただきます。

格差是正ということで全国の、そして、最高額の東京都との額差は縮まっておりますが、同じCランク内で額差が広がったということで、鹿児島はその額差の広がりがとても大きくて、やはりその分も含めまして、離島も含めたところで大幅な賃上げを今年はしていないと実態にそぐわない鹿児島県の最低賃金と実際働いている人の格差が広がっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど説明しました県の価格転嫁の円滑に向けた意見交換会に上蘭委員も出ていますので、その辺もひっくるめて少し御説明をよろしくお願いいたします。

○ 上蘭委員

労働側の上園と申します。

今ほどありましたとおりですね、県主催の価格転嫁の円滑化に向けた意見交換会というのに出席をさせていただきました。先ほど千代森委員のほうから業務改善補助金の執行状況の件数が鹿児島は少ないんだというお話をされておりましたけども、県のほうとしても価格転嫁のサポーターを今回1,200人ほど養成して、各企業に働きかけをしていくんだというようなお話もいただいたところでございます。

その中で、経営者側のほうからこういう御意見がありました。昨年、価格転嫁をしたのですけれども、度重なる資材の高騰で新たな価格転嫁は非常に難しいのだと。これはそういう現状なのだろうと察するところではあったのですけれども、ただ、私ども本委員会の1回目、令和8年度の骨太方針を引用させてもらって、物価上昇率プラス1%程度を上回る賃上げの上昇を社会のノルムという形で記載されているので、そういったこともひっくるめて賃上げの必要性を訴えさせていただいたという形になります。

2回目の本専門部会の中では、昨年の物価上昇率プラス1%は大体41円程度だというような回答がございました。ただ、この骨太方針で訴えているのは、毎年、物価高騰による価格転嫁を企業がやり、それに伴って賃金が上がっていくというのが毎年繰り返していくというのを、そういう社会を目指すというのが本来今うたわれている骨太方針の考え方だと考えているところです。

先ほど白石が申しましたとおり、鹿児島県は全国的に見ても価格転嫁が進んでいないという現状がございます。国や県が実施している、今日資料を頂いていますけど、業務改善助成金であったりとか、企業活力強化貸付けであったりだとか、こういった制度の中を見ていると、単に賃上げしたのに対して補助するものではなくて、それに、いわゆる設備投資も入っているような形になっています。これを使っていない、鹿児島県の企業が使っていないということは、そもそも会社が業務改善といいますか、設備投資をやっていない。だから、賃金に充当する余力がないと私は聞こえるというようなこと考えています。

価格転嫁も全国の下位である鹿児島県として、今回の最低賃金の引上げを鹿児島県の企業が価格転換を実施するためのそのトリガーみたいな形で捉えていただければと使用者側には切にお願いしたいと思ってございます。

そして、これまでこの専門部会の中で、私ども労働者については、例えば本土より物価の高い離島対策、ほぼ最低賃金のエリアで働いている学生のアルバイトをされてらっしゃる方々、そして、シングルマザーなど厳しい環境で働いている方々の、先ほども法律の中であ

りましたけれどもセーフティーネットだという観点で最低賃金の上昇を訴えてまいりました。私どもは最低賃金を貧困対策だと考えているところでございます。

そういったことも踏まえて、公益側には妥当な判断をお願いしたいとの考えてございます。

最後に、労働者側の最賃額1,115円と申しておりましたけれども、今回、10円下げて、1,105円で提示をしたいと考えてございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○ 川口部会長

すいません、上園委員、もう1回金額をちょっと言ってもらって。

○ 上園委員

1,105円です。

○ 川口部会長

1,105円ですね。はい、ありがとうございます。

はい、ありがとうございました。ただいま労側から、検討に関する説明、そして及び金額の提示があったところです。委員の皆様方、御質問等何かございますか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

公益のほうは何か質問等ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

すいません、そしたら私のほうから1点。先ほど使側、労側から、価格転嫁に関する論点が出されているところでございます。最賃を決定する三要素の中でも非常に重要な要素で、価格転嫁に関する問題は重要な要素であるという認識は当然あるわけです。ただ、最低賃金との相関関係において価格転嫁はどうあるべきかという視点に関して、若干それに関連した

質問をさせていただきたいと思います。

今、労側から見せていただいた資料の中に、価格転嫁の県別ランキングがあります。どうしてもこういった県別を比較した資料というのは、順位であるとか、イメージ的なものにとらわれがちであると、それでついつい目が行ってしまうところがどうしてもございます。

一つ御確認しておきたいのが、確かに鹿児島県は下位順位であると。ただし、1位と島根県、鹿児島とほとんど同じようなCランクの最低賃金で設定してある県なのです。皆さんはそこら辺りの考え方、解釈はどのように考えられますか。そこだけをちょっと。特に最賃との相関関係という面において、あまり価格転嫁の問題が独り歩きしてはいけないという考えが私の中にはあるものですから、そこに関して若干抑制された考えも必要ではないのかという御提案でございます。そこはどのようにお考えなのか。もしお分かりになる委員の方があれば、ぜひそこでの何か御意見等をお伺いしたいなという考えであります。

この平場での別に御意見等が今なければ、また二者協議とか後日の協議の中でお互い検討を深めていただければいいかなと考えているところです。

○ 濱上委員

すいません、1点だけ。使用者、濱上です。

先ほど都道府県別のパート労働者の1求人当たりの募集賃金平均額、それ等が示されました。結構Cランクの中でも鹿児島は高いから、支払い能力はあるのではないかというようなお話でしたけれども、これは求人ができるところは無理してでも人を採ろうということで頑張っている。その一つの証拠というのが有効求人倍率です。どんどんどんどん下がってきて、もう1.02倍になってきている。求職は横ばいなのですが、求人がどんどんどんどん減少してきているという事実があるということは御理解をいただきたい。だから、求人をする余力もない企業もあるということです。求人する余力があるところは無理してでも人を採りたいということで頑張って数字を上げるところもあるとは思いますが、有効求人倍率がどんどん低くなっているのも私は非常に気になっているということを申し上げておきます。

それから、支払い能力に関してですけれども、通常の事業の支払い能力で、突発とかそういうことではない、ある特定の業種とかではないということは分かるのですが、ここにもやはり地域において正常な経営をして、その正常なというのがどういう意味合いかはいろいろあるのかもしれませんが、地域において正常な経営をしていくというようなコメントもあります。そこもちょっと留意しておきたいと思います。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。ほかにはございませんか。

○ 眞下委員

労働者側、眞下です。

今の濱上委員のお話の中で、県内の求人の時給に関してというお話ありました。これは、先ほど資料でもお示したように、今の最賃より大分かけ離れた金額で、下限でも出されている。これは濱上委員おっしゃるとおりで、採れるところは、人を採りたいところはそれでもというお話でしたが、おっしゃるとおりだと我々も思っています。

ただ、現実、下限で1,100幾ら、1,140円と現実、今の県の最賃1,026円を比較した場合に、そこに大きな開きがあれば、これは労働者としては当然そちらのほうに動いていってしまうというのは当然だと思います。やっぱりそれを月171時間程度で計算し月に換算すると約1万2,000円位、1万2,000円以上の差額が出てしまう。この1万2,000円あれば、今の物価上昇でどれだけのものが購入できるかというところを労働者としては一番にやっぱり比較しているということが言えると思っています。

当然、上げたいけど上げられないというふうに思われている企業の方も多いとは思いますが、ただ、先ほども言ったように、現実、県の特にハローワーク等で出されている下限額が1,140円を超えていると当然そちらに引っ張られていく。そうすると、現状、人手不足だと言われている中小企業のほうですね、どんどんどんどん人が減っていってしまう。下手すると、今勤めている人も、同じ業種でその時給を比較した場合に、そちらに行ってしまうということも考えられる。それこそ企業の存続に関わることではないかなというふうに我々としては考えていますので、その辺も踏まえて御検討いただければなと思っています。

以上です。

○ 川口部会長

はい、どうぞ。

○ 濱上委員

瀧上です。

もうおっしゃるとおりだとは思いますが、採りたいけど採れないということで、最近、鹿児島県内でもいろんなM & Aが進んでいるようでございます。続けたいけど事業承継が難しいとかそういうことで、どこかは新聞報道等に出ているようでありますけれども、そうせざるを得ない企業もあるということでもあります。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

労側、使側から歩み寄りの金額が示されたところです。本日、一応歩み寄り、そして、検討、報告等ございましたが、現時点において平場での御意見はある程度出尽くされた感がありますので、ここで公・労、あるいは公・使の二者協議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、会場を振り分けていただいて、二者協議に入りたいと思います。

その前に、一旦委員間での協議はいかがでしょうか。公益としましては若干ちょっと、二者協議の前に公益委員の協議もいただきたいと考えているところです。ですから、考え方としまして、振り分けとして、公益が、場所的にはこれ、基準部長室でよろしいですか。はい。そちらのほうで若干ちょっと5分10分、時間をいただいた後に、二者会議をしたいと思います。

二者会議においては、従来どおり第1会議室と第3会議室に移動していただければよろしいかと思います。そして、傍聴者及び取材関係者の方々におかれましては、この会議室をそのままお使いいただいて構いませんので、控室として待機していただければと考えており

ます。

それでは、若干、会議のほうを中断したいと思います。

< 公益員協議、二者協議 >

○ 川口部会長

部会のほうを再開いたしたいと思います。

ただいま、労使双方二者協議の場を設けまして御意見をお聞きしましたが、双方の意見、金額等には隔たりがあり、結審には至らないようでございますので、またさらにお互いどれだけ歩み寄れるかの御検討をいただき、改めて第5回の専門部会に臨んでいただければと思います。

事務局からは連絡事項はありますか。

○ 二石室長補佐

今回は、8月21日金曜日10時からの開催となります。会場は今日と同じ、この第2会議室となります。よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

はい、それでは、次回は予定どおり、8月21日金曜日10時からの開催となります。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側が濱上委員にお願いいたします。

本日の専門部会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。